

## 米国ニュージャージー州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省は、今般、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）ニュージャージー州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、同州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

### 経緯

平成 27 年 2 月、米国ニュージャージー州において低病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生が確認されたことから、同州からの生きた家きん、同病の発生が確認された生鳥市場から半径 10km 以内の地域からの家きん肉等の輸入を停止しました。

### 対応

今般、米国家畜衛生当局から我が国に対して提供された、当該発生にかかる防疫措置等の情報により、同州における鳥インフルエンザの清浄性を確認しました。このため、本日付けて当該輸入停止措置（※）を解除しました。

※ 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

### （参考 1）米国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入実績

	2012 年	2013 年	2014 年
生きた家きんのひな（羽）	152,600	61,401	34,832
家きん肉等（トン）	30,386	23,768	27,026
家きんの卵（トン）	11,003	11,505	11,235

出典：財務省「貿易統計」

※米国農務省（USDA）発表の統計によれば、同州のブロイラー生産量が米国における生産量に占めるシェアは 0.1% 以下、卵については 2.4% 以下（2014 年）。

※2014 年の日本の総輸入量は生きた家きんのひなが約 45 万羽、家きん肉が約 89 万トン、家きん卵が約 3 万トン。

### （参考 2）

平成 27 年 2 月 6 日付けプレスリリース「米国ニュージャージー州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について」

<http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/150206.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：川田、北野

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

( 2 / 2 )